

船舶事故調査報告書

平成22年4月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年7月1日 06時30分ごろ船長が落水した。）
発生場所	不明（三重県伊勢市大淀港北防波堤灯台から真方位054° 3.7km 付近（概位 北緯34° 35.2′ 東経136° 41.5′）で船長が落水した。）
事故調査の経過	平成21年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2 ^{しょうえい} 正栄丸、4.98トン ME3-42097（漁船登録番号）、個人所有 11.25m(Lr)×2.25m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和52年3月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 平成16年9月13日 (平成22年8月30日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、乗組員A及び乗組員Bが乗り組み、とり貝漁のため、三重県伊勢市大淀 ^{おいつ} 漁港北東沖の水深約11mの漁場で、船尾部から錨を投入し、平成21年7月1日06時00分ごろ操業を開始した。 本船は、2回の操業を終え、3回目の投網作業を行うため、乗組員Aが揚錨機のある船尾部、船長が左舷船首部及び乗組員Bが右舷船首部でそれぞれ配置についた。 06時30分ごろ、乗組員Aは、右舷船尾側から乗組員Bに対し、手を上げて投網の合図をした。 投網の合図を見た乗組員Bは、漁具を海中に投入し、乗組員Aが揚錨機により錨鎖を巻いて漁具を引き始めたころ、左舷側を見ると船長がいないことに気付き、乗組員Aに知らせた。 乗組員Aは、左舷船首方の海中から浮き上がってくる船長を発見し、救命胴衣とボンデン（浮きブイ）を船長の方に投入した。船長は、救命胴衣を手でつかんだが、沖合に流され本船から離れていった。 乗組員Aは、抜錨して船長の救助に向かおうとしたが、揚網に時間を要

	<p>するため、付近で操業していた僚船に、大声を出しながら手を振って船長の救助を求めた。</p> <p>船長は、僚船により救助され、大淀漁港に搬送されて病院に運ばれたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風速 約1.3m/s、視界 良好、水温 21～23℃</p> <p>海象：平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>								
その他の事項	<p>本船の投網の手順は、乗組員Aの合図により乗組員Bが右舷船首から漁具を投入し、乗組員Bの動作を見てから船長が左舷船首から漁具を投入していた。</p> <p>乗組員Aは、船体中央部に設けられた操舵室が死角となって、船長の姿が見えなかった。</p> <p>乗組員Bは、右舷方を向き、船長に対して背中を向けた姿勢で漁具を投入していたので、船長が落水したことに気付かなかった。</p> <p>付近で操業していた僚船の乗組員は、船長の落水を目撃していなかった。</p> <p>船長は、上下の雨衣を着ていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、大淀漁港沖において操業中、船長が救命胴衣を着用せずに落水したものと考えられる。</p> <p>船長が落水した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、大淀漁港沖において操業中、船長が救命胴衣を着用せずに落水したものと考えられる。</p> <p>船長が落水した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、大淀漁港沖において操業中、船長が救命胴衣を着用せずに落水したものと考えられる。</p> <p>船長が落水した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が大淀漁港沖において操業中、船長が救命胴衣を着用せずに落水したため、発生したものと考えられる。</p>								